

物流効率化先進的実証等事業費補助金に関する Q&A (荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業)

2024年3月7日制定
公益社団法人リース事業協会

- 本 Q&A は、当協会が物流効率化に向けた先進的な実証事業事務局に確認をして作成しました。
- 本 Q&A は、随時改訂します。最新の Q&A を確認してください。
- 本 Q&A の内容に関するお問い合わせは、当協会事務局にお知らせください。

補助金担当：電話番号 03-3595-1501（平日 9 時～17 時）

【凡例】

中堅企業等・中小企業等：

物流効率化先進的実証等事業費補助金（荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業）の公募要領に定める中堅企業等・中小企業等

補助金：

物流効率化先進的実証等事業費補助金（荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業）

1. 基本的事項

No.	質問	回答
1	中堅企業等・中小企業等とリース会社が共同申請をする場合の補助対象経費の考え方を教えてください。	<p>中堅企業等・中小企業等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、リース会社が購入するリース物件（機械装置、システム構築費）の購入費用が補助対象経費となります。</p> <p>なお、共同申請する場合は、そのリース契約に係るリース料を補助対象経費として二重に申請することは認められません。</p>
2	ユーザーは中堅企業等・中小企業等に該当しますが、リース会社が大企業に該当する場合、補助金の対象となりますか。	<p>中堅企業等・中小企業等は、ユーザーの要件です。</p> <p>リース会社は、中堅企業等・中小企業等の要件が適用されないため、リース会社が大企業であっても、ユーザーが中堅企業等・中小企業等の要件を満たせば、共同申請者とすることができます。</p>
3	共同申請の場合、電子申請システムによる申請は中堅企業等・中小企業等（ユーザー）が行うのでしょうか。リース会社が行うのでしょうか。	<p>中堅企業等・中小企業等（ユーザー）が行います。</p> <p>リース会社は、必要書類（「リース料軽減計算書」及び「リース取引に係る宣誓書」）を中堅企業等・中小企業等に渡してください。</p>
4	リース会社は 1 つの共同申請につき 1 社とされていますが、詳	<p>中堅企業等・中小企業等とリース会社が共同申請する場合は、参画するリース会社を 1 社に限ると</p>

No.	質問	回答
	しく教えてください。	<p>いう趣旨です。</p> <p>中堅・中小企業等と複数リース会社の共同申請は、認められません。</p> <p>なお、共同申請を活用する場合のリース会社については、本公募に対して申請できる件数や、通算の採択・交付決定件数の制限はありません。</p>
5	コンソーシアム形式において、リース会社との共同申請は認められますか。	認められます。ただし、リース会社は「1つの共同申請につき1社」となります。
6	補助上限額の考え方を教えてください。	<p>補助上限額1億円（中小企業等）、5億円（中堅企業等）とは、補助金の交付対象となる補助対象経費の上限です。</p> <p>(例) 中小企業等 設備投資額2億円 中小企業等の補助上限額1億円を超えるため、補助対象経費は1億円となる。 補助金額 1億円×補助率2/3 = 6,666万円</p>
7	複数設備を導入し、補助上限額を超えた場合、設備ごとに補助金を按分することが認められますか。	<p>補助上限額の範囲内であれば、物件金額の比率で按分することは認められます。</p> <p>また、例えば、A設備・B設備ごとに補助金額を割り振ることも認められます。ただし、この場合において、各設備の物件価額に補助率を乗じた額を超える補助金を割り振ることはできません。</p>
8	補助金の対象設備について教えてください。	<p>中小企業等（ユーザー）の専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）、専用ソフトウェア・情報システム等（これらの据付け又は運搬に要する費用を含む。）が対象です。</p> <p>「構築物」、「建物付属設備」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外です。</p>
9	リースで導入した既存の機械装置を中途解約して、新規の機械装置に入れ替える場合、既存の機械装置に係る残リース料は補助対象経費となりますか。	補助対象経費に含むことができません。なお、既存の機械装置の撤去・廃棄費用は補助対象経費となりますですが、通常、新規のリース取引に含むことができないため、中堅企業等・中小企業等が支出した撤去・廃棄費用が補助対象経費となります。
10	補助金の交付決定後、中堅企業等・中小企業等（ユーザー）が倒産した場合、リース会社はどう	財産処分の制限期間中に補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を交付していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行

No.	質問	回答
	対応すればよいでしょうか。	います。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を国に対して返金することになります。
11	中堅企業等・中小企業等とリース会社が共同申請をする場合において、機械装置又はシステム構築以外の補助対象経費（例：クラウドサービス利用費等であつて共同申請するリース会社以外の会社に対して、中堅企業等・中小企業等が支払うもの）の取扱いを教えてください。	リース会社に支払われる補助金額とあわせて、補助上限額の範囲内において認められます。
12	公募の申請後、自己で取得する予定（金融機関借入を含む。）の設備をリース会社との共同申請に変更することができますか。	いかなる事情があつても変更できません。

2. リース取引

No.	質問	回答
1	共同申請をする場合、補助金の交付を受けることができるリース取引の範囲を教えてください。	<p>ファイナンス・リース取引（所有権移転・所有権移転外）に限ります。オペレーティング・リース取引は対象外となります。</p> <p>(注) 中堅企業等・中小企業等が単独で申請する場合であって、機械装置のリース料を補助対象経費とする場合は、ファイナンス・リース取引又はオペレーティング・リース取引のいずれであっても、そのリース料は補助対象経費となります。補助事業実施期間内（最大で 2025 年 2 月 7 日まで）に要するリース料部分のみが補助対象経費となります。リース期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方式で補助事業実施期間内のリース料を算定します。</p>
2	リース契約期間の制約はありますか。	<p>補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、1 事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。</p> <p>なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間+再リース契約期間≥</p>

No.	質問	回答
		処分制限期間でないといけません。
3	交付決定前にリース契約を締結することができますか。	<p>できません。交付決定より前に契約（発注）した場合、その経費（例：リース会社がサプライヤー（物流設備ベンダー）に支払った物件代金）は、いかなる事情があっても補助対象になりません。</p> <p>（参考）補助事業の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公募申請 ②審査 ③採択（審査結果の決定・通知） ④交付 <p>交付申請→交付決定（決定後、リース契約及び物流設備ベンダーとの売買契約の締結可能）→実施状況確認→補助額の確定→補助金の交付</p>
4	リース期間が終了した後、補助対象設備（リース物件）の所有権をユーザーに移転することができますか。	<p>リース会社が補助金の交付を受けて取得したリース物件は、交付規程に定める処分制限財産に該当します。</p> <p>このため、交付規程第 22 条に定める財産の処分の制限に基づく手続きを行わず、処分制限期間内にリース物件の所有権を有償・無償を問わずユーザーに移転することは禁止されています。</p>
5	処分制限期間の年数を教えてください。	処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（法定耐用年数）です。
6	<p>補助金の交付を受けることができるファイナンス・リース取引について、次のリース取引は該当しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 購入選択権付リース取引 (2) 譲渡条件付リース取引 (3) 残価設定型リース取引 	<p>ファイナンス・リース取引とは、法人税法第 64 条の 2 第 3 項に定めるリース取引を指します。</p> <p>左記(1)、(2)、(3)について、それぞれ上記法令によるファイナンス・リース取引に該当すれば、補助金の交付を受けることができます。</p> <p>ただし、処分制限期間内に、補助対象設備（リース物件）の所有権をユーザーに移転することはできません。</p> <p>なお、ファイナンス・リース取引に該当する場合であっても、セール＆リースバック取引や転リース取引は、補助金の対象外です。</p>
7	ユーザーの希望により、リース料を毎月定額払いではなく、年1回払い又は不均等払いとした場合	ファイナンス・リース取引に該当すれば、ユーザーの希望により、リース料を年1回払い又は不均等払い（遙増・遙減）とすることは認められます。

No.	質問	回答
	合であっても、補助金の交付を受けることができますか。	ただし、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず 12 か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。
8	リース会社が交付を受けた補助金について、リース料から減額することなく、リース会社からユーザーに一括して支払うことができますか。	<p>リース会社が取得する設備に対する補助金であり、リース会社が交付を受けた補助金をユーザーに対して支払うことは、補助金を補助事業以外の用途に使用したことになり、交付規程に定める交付決定の取消し事由に該当します。</p> <p>また、左記のような行為をした場合、リース料軽減計算書に虚偽の記載をしたことになり、当協会として、当該リース料軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該申請をしたリース会社からのリース料軽減計算書の確認申請を拒むことになります。</p>
9	<p>サプライヤー（物流設備ベンダー）が買取保証（※）を付したリース取引も対象となりますか。</p> <p>（※）ユーザーが倒産した場合に、サプライヤー（物流設備ベンダー）がリース物件を一定金額で買い取ることを意味します。</p>	ファイナンス・リース取引に該当していれば、サプライヤー（物流設備ベンダー）の買取保証の有無は問いません。
10	設備を割賦販売する場合も、共同申請できますか。	割賦販売は共同申請の対象外です。

3. リース料軽減計算書

No.	質問	回答
1	リース料軽減計算書の修正を依頼することはできますか。	<p>(補助金の申請前)</p> <p>当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に、確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号は付さずに新たな確認番号のみを付します。</p> <p>(補助金の申請後から交付決定前まで)</p> <p>リース料軽減計算書を差し替えることができるか、物流効率化に向けた先進的な実証事業事務局に確認してください。その確認を得た上で、当協会において修正内容を確認します。この場合、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します（※）。</p> <p>(補助金の交付決定後)</p> <p>当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。なお、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します（※）。</p> <p>(※) </p> <p style="text-align: right;">確認済の確認番号 新たな確認番号</p> <p style="text-align: center;">確認印</p>
2	様式 A「誓約書」に記載する責任者は、どのような役割がありますか。	<p>リース料軽減計算書（添付書類を含みます。）に不備等がある場合、当協会事務局から責任者宛に問い合わせ等をします。</p> <p>また、当協会が確認したリース料軽減計算書及びその確認手数料の請求書の送付先となります。</p>
3	リース料軽減計算書の確認を受ける際に、添付する物件見積書が膨大な量となります。このような場合、その写しの添付が必要でしょうか。	<p>物件見積書が膨大な量となる場合は、物件金額の総額が分かる部分の写しを添えてください。</p> <p>ただし、当協会において、物件見積書の詳細の確認が必要と判断した場合は、物件見積書の写しの全てをご提出いただく場合もあります。</p>
4	リース料軽減計算書の返送日数を教えてください。	<p>リース料軽減計算書が当協会に到着してから、原則 10 日以内に返送します。</p> <p>書類に不備がありますと確認に時間を要する場合がありますので、当協会にリース料軽減計算書を</p>

No.	質問	回答
		送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。
5	確認したリース料軽減計算書の返送方法を教えてください。	当協会が確認したリース料軽減計算書は、郵送（レターパックプラス）により返送します。 返送先は、リース料軽減計算書を確実に送付するため、当協会に届出があった責任者宛とします。責任者以外を返送先として指定することはできません。
6	リース料軽減計算書の記載漏れ等の不備や添付書類が不足している場合であっても、リース料軽減計算書を確認いただくことはできますか。	そのようなご要望は一切受けることができません。 当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。
7	取引先からリース料軽減計算書を急いで入手したいという要望がありました。当社のリース料軽減計算書が到着次第、急いで確認いただくことはできますか。	申請の公平性を保つため、そのようなご要望は一切受けることができません。ご理解ください。 また、円滑な事務運営のため、そのようなご要望を当協会の担当者宛に電話やメールで連絡することをお控えください。 申請書類を受領した順番で確認し、確認次第、速やかに返送します。
8	他の補助金制度で確認を受けた「リース料軽減計算書」を申請に用いることができますか。	使用できません。

4. 補助金の支払い

No.	質問	回答
1	補助金を受け取るタイミングを教えてください。	交付決定後、実施状況の確認、補助金額の確定を経て、補助金が交付されます。 補助金額の確定後、円滑に手続きが進む場合は、概ね1ヶ月程度を見込んでいますが、補助金の交付決定件数等で変わることもあります。
2	リース会社の手続きを教えてください。	jGrantsを通じて手続きをします。詳細は、確定次第、お知らせします。

5. その他

No.	質問	回答
1	他の補助金制度を併用できますか。	併用できません。
2	先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置や中小企業経営強化税制等の投資減税制度を併用できますか。	併用できます。
3	物流効率化に向けた先進的な実証事業事務局に提出する誓約書において、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」に準拠した顧客対応を徹底する旨が示されていますが、このガイドラインの目的を教えてください。	<p>「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」は、当協会が策定したガイドラインであり、中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要的経営者の個人保証の削減を目指すこととしています。</p> <p>当協会のホームページにガイドライン本文とQ&Aを掲載していますので、これらを必ず参照してください。</p> <p>https://www.leasing.or.jp/guideline.html</p>
4	物流効率化に向けた先進的な実証事業事務局に提出する誓約書において、『「パートナーシップ構築宣言』を行い、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組むことを代表者名で宣言します。すでにリース会社においても宣言がされています。	<p>サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組むことを代表者名で宣言します。すでにリース会社においても宣言がされています。</p> <p>なお、リース会社の親会社が子会社を含むグループ会社全体として、「パートナーシップ構築宣言」をしている場合は、当該リース会社においても、「パートナーシップ構築宣言」を行ったものとみなします。</p> <p>詳細はパートナーシップ構築宣言のポータルサイトに掲載されている資料を参照してください。</p> <p>https://www.biz-partnership.jp/index.html</p>

以上